

時間が余りございませんので、これは通告はしておりませんが、今の観光とそれから、この浄化槽関連との兼ね合いがございますので、時間ございますんで発言はよろしゅうございますか。答弁は結構でございます。少し時間がございますので発言を許していただきたいと思えます。

本定例会の会期中に行われました予算審査委員会及び私が所属しています産業建設常任委員会で、観光担当部局より予算の内容の御説明がございました。この予算委員会で感じたことございますが、先ほども申し述べましたが、島内人口の10倍以上の観光客が来島され、本市にもたらず経済効果は極めて高い反面、廃棄物処理や汚泥処理施設の処理能力が限界に達し、さらに水道使用量の増大により、固定資産の新設に要する高額な経費の予算計上など、厳しい財政を圧迫しております。新たな財源確保のため、例えば出国税や宿泊税を創設し、廃棄物処理及び汚泥処理施設等の固定資産取得財源に充当することも考えられます。

このことは、財政状況を含めまして6月の定例会での一般質問を予定をしておりますので、少しの間研究をなされて、いい答えが出るようにぜひお願いをしたいと思います。このことをお伝えいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） これで伊原徹君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩します。再開は11時5分からといたします。

午前10時47分休憩

午前11時02分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。引き続き、市政一般質問を行います。

15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） こんにちは。未来研究会の15番、大浦でございます。

このたびの一般質問におきましては、私は通告を2件ほどの内容で示しておりましたが、その後、市の建設課のほうから、市営住宅の適切な管理について、このことを取り上げたことについては事前に協議を申し入れたいというふうな連絡がございまして、慎重に話し合いをした結果、いろいろな指摘事項についての今後徹底した指導を行うというふうな一つの話し合いのもとに、この件については今回、取り下げをいたします。

もう1件は、12月定例会で、私は博物館の建設に伴う乗降場所、この対応について、市のほうにお尋ねをしておりました。この3月の議会までにこのことがどのように進展していくのかなというふうなことで思っていたんですが、このことについて全くその内容は進展しておらないように感じられますが、とりあえず今まで取り組まれた担当部局、そして市長の報告の中で、本日この一般質問の席でそのことを聞いてみたいと、かように思っております。

内容につきましては、前回申し上げましたことについて再確認をしてみたいと思います。前回の質問の概要について再確認をさせていただきます。

昨年8月末、市役所が大型観光バス業者8業者を集め、説明会を行われたと聞いております。博物館の建設に伴い、同年9月15日より旧巖原幼稚園跡地は、従来どおりの利用ができなくなると。そのため建設に伴う資材の置き場、そして工事関係の車両が持ち込まれ、ここは一切今後3年間、建物が完成するまでの3年間は利用ができませんと。そして、駐車場等の確保は、市のほうとしては今のところ考えておりませんという説明内容と聞いております。

それをもとに私は12月定例会においてただしたわけですが、市長の答弁では、現在のところは巖原港湾に隣接する西の浜の県有地の一面を協議し、それを活用する方向であるが、まだ詰めは十分でない。現在のところ、観光バス業者の自力のもとにダイケーの回転ずしの駐車場の一面を乗降の場所として、みずから業者のほうが使っておりますと、このような報告でございました。

しかし、昨年の12月に調べてみますと、全島で大型バスが約80台が所有されております。これがこの夏に相当な勢いで、もしかしたら40万人ぐらいの韓国の観光客が来るのではなかろうかというふうな情報、うわさ、これは業界のほうにも上がっております。

それで現在、非常に問題というか、観光客が改善してほしいというふうな内容がございます。これは先ほど申し上げました、そのダイケーさんの乗降する場所の距離が一番遠いところで約700メートルの距離があると。まあ700くらいということにいたしましょう。そのおのおのスーツケース、バッグを引っ張るなり、そして土産品等の荷物を両手に非常に苦痛などいいますか、状況にあると。ここについて改善の余地はないか、その距離が短縮できないか、ここが業界の一つの行政に対する思い、願いでございました。

それで、私は巖原市内にそれだけの用地がないのか、そして専門家等の方から御助言をいただいて4カ所ほど私は提言したつもりなんです、その1カ所が櫓門の裏の一面を私も現場を見に行って、これは工事現場の事務所等が設置されておまして、ここはもう全くだめやなあということで、そのうち残った箇所について市はどんな検討をしたんだろうか。ここら为本日は十分聞きまして、今のそういうふうな従来の用地がなくなった中で、市はこれを一時どういうふうにしのごうとするのかと、ここらは非常に観光客をもてなす地元の心意気が私はかかっていると思います。

比田勝市長、その辺につきまして、今までの12月以降の部局で検討されたことや、あるいは市長の最終的に本日に至るまでのことについて答弁をお願いしたいと思ひまして、再度質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 大浦議員の御質問にお答えいたします。

博物館に伴う大型観光バス駐車場の一時の対応についてでございますけれども、昨年12月定例会におきまして質問を受け説明を行ったものでございますが、旧厳原幼稚園の跡地は史跡、金石城跡の一部となり、国指定史跡内での観光バスの乗降の許可に関しましては、文化庁の承認により行えるものであるというふうに説明したところであります。

観光バス乗降場の許可に当たっては、当初の段階より観光バスの各事業者に対し、博物館建設工事の開始後は使用できない旨、説明をいたしました。また、観光バス事業者の組織化についてもお願いをしてきたところでございます。

市といたしましても、市有地等の利用につきましては個別の事業者ではなく、組織化された事業者として協力をいただきたく、1月12日に窓口であります事業所に訪問し、組織化と公共用地の利用等の説明や協力を行ってまいりました。事業所より、その後の回答では、他の事業所と協議をされたものの、組織化が困難であるという報告を受けております。

現状では、7事業所様は、それぞれ企業努力のもと、免税店の管理地であります旧西銀跡地や店舗前におきまして観光客の乗降を実施されております。また、一部の事業所様は、厳原派出所前の旧バス停部分において、道路交通法の範囲内で乗降を実施されております。市有地であります天道茂の駐車場につきましては、現地確認を行いましたけれども、大型バス等の車両の利用は、出入口の改良を行っても困難であるというふうに認識をしております。

旧厳原幼稚園跡地の代替につきましては、市街地に近く、観光客の動線の安全性の確保や大型車両の利用上、一定規模の広さが必要であることなどから、県所管の厳原港湾管理地の西の浜地区で主要地方道と港湾管理道路の交差点付近の利用について、対馬振興局と協議をさせていただいております。

振興局とは、対馬市の管理を前提とした例外的な許可承認ができる形で協議をさせていただいておりますが、この許可承認につきましても、市の管理に基づいた明確な利用目的と観光バス事業者の組織化が必要と考えておりますので、引き続き、観光バス事業者様の協力を求めてまいりたいと考えております。

また、市の所有地で史跡指定地であります旧厳原幼稚園の跡地につきましては、博物館建設事業完了後には、第2期史跡等保存活用計画の中におきまして、保存整備委員会に対し、今後も観光客の利便性を図る目的で、バス等の乗降可能な多目的広場として整備を要請してまいります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） ちょっと寂しい限りでございます。今のお話であれば、1月12日に8業者の事業所を訪ねて業界が一本化し、市との今後の展開をまとめる組織体をつくる

ように要望はしておったというふうなことは、前回の12月にも聞いておりました。1月12日にそれを確認に行ったら、7業者が突っぱねたということで、これは事が前に進まないというふうなことが、まず一つの報告でしょうかね。

その辺、今回、物事が余り進んでおらんという裏づけは、そのことから始まったということでしょうか。ちょっとその辺の感覚を確認したいと思います。1月12日のことが前に余り進まないということであるのかということですが、ちょっとその辺。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） このことにつきましては、前回の議会の折にも説明もさせていただきましたけれども、要は県の管理用地につきましては、これは港湾の管理用地でございますので、ここにそういった観光バスをとめること自体は目的外利用に当たるということでございます。

そういう中で、県といたしましても、現在の韓国からの観光客の急激な増大に伴いまして、何とか協力体制をしこうというようなことでいろいろと協議をさせていただいているところでございます。ただ、目的外利用の中で貸す条件といたしましても、市がきちっとした管理をした上でないと貸すことはできないと。

そのためには今現在いろいろと心配をされております例えば、それぞれの事業者様がそのバス駐車場を利用するということになれば、近隣住民への対応や事故対策等県での対策が必要であると。そしてまた、ごみのポイ捨てや騒音防止のための移動、そしてまた駐車時のエンジンの停止等で事業者様にそれぞれ注意をせんばいかなようなことにもなると。

そしてまた、おまけにその組織化となれば、それらの目的や利害を共有され、お互いに責任を持って助け合いをされることになるということでございますので、バス事業者様の組織化をお願いをしているところでございます。

そういう中で、まずこの用地が県の港湾施設であるということ、そしてまた、そこに観光バスをとめるということになれば、本来は使えない用地のところの目的外利用ということでの大きな判断を今していただいているということを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 担当部長でも結構です。港湾のことについてお尋ねいたします。市長でもいいんですが、最後のことだから、もしわからねば。

今のダイケーさんの場所、この建物は、もとは南国海運の所有だったと思います。その他の駐車場、コンクリート施設のない場所は、これは所有権はどこになりますか。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） 巖原港湾の建物以外の土地につきましては、県の管理になります。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 現在、バスの組合で取り扱っておる利用しておられることについては、ダイケーさんの所有権というふうなことを思って協議されたんですが、建物以外については県有地というふうな解釈でいいですね。

そうしますと、これはまた御破算の話となりまして、今の市長の答弁を含めてバスの組合も、その辺の認識をされた中でやってもらわないかんとということになりますので、これは当然今まで利用していただいた方は8業者のうち何件でしたか知りませんが、まとまった方向で事を進めなにかんとということにしてもらい、今、市長が申された西の浜のことについても同様の場所ですから——そうでしょう、ね。ダイケーの駐車場も西の浜も、護岸、要は背後地は県有地でございますので、同様のことだと思います。

そして、市長、もう1点。私は、12月の定例会の前に市の管理のほうへ行ったんですよ。そして、振興局長さんとも会って、将来の利用について西の浜の一部が活用でけんとしてどうかねと。そういうふうな事態で困っておりますがということをちょっと意見を聞いたら、当初どういふふうな答弁を振興局の担当がしたか知りませんが、前向きなことでやっていかないかんといふふうなことを言ったんですよ。

私、この1週間にもなりませんけれども、本日の質問に対する市のほうから、協議に来られましたかということ聞きに——電話ですけれども、来ておりませんということでした。いや、担当の方から聞きまして、2日前ですよ、3日前か。来ておりませんということです。書面を持って手続には来ておりませんというふうなことでございました。

だから、12月の市長の答弁では協議中ということで、私は脈はあるなど見ておったんですが、それならば、この3カ月の間に前に進んでもいいんじゃないかなあという気がいたしましたもんですから確認はいたしました、電話で。そうしたら、書面を持ってその手続には来ておらないというふうなことを言われましたので、その点を指摘いたすちゅうか、もう少し急ぐべきではなからうかという思いでございます。

それで、市長、今申しあげました岸壁のコンクリート面の施設外については、県有地として共有というふうなことは、これで認識はよろしいですね。もう一回確認をとりますが。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 港湾用地ということで県の所有地でございます。

それと先ほど、その書面を持ってきていないということでございますけれども、振興局のほうと10月のほうに、ずっと協議を進めておまして、ファクスでも……。あつ、メールです。済みません。メールでのやりとりで、条件を付して許可することになりますと、そういう方針ですということは市のほうに来ております。

その条件と申しますのが、先ほどの申請者はあくまで対馬市が申請者とならなくちゃならない

というようなことになっております。そういうことで申請者が対馬市になるということは、やはりそこにはバス事業者様のほうも組織化をさせていただいた上で、先ほど私、申しましたように、近隣住民への対応や事故等のトラブルに対応できるような体制づくりをした上で正式な申請をすることになるかというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今の西の浜の件については、そういう方針で臨むという市の考えはわかりました。

ただ、勘違いをして、既に昨年の9月以降に事業展開、乗降をされている利用要件については、これはまた市の窓口でさかのぼった手続をするということになりますかね。どうですか。一応これは前向きな格好で、それを私はお願いをしていかないかんのはやはり業界のほうであろうと思うし、その話し合いもまたしながら、これは解決せないかん問題でしょうから。

もし、今申されたことが、市が窓口——申請者として県の、要は護岸の背後地の面といいますか、そこについての利用はそういうことになればさかのぼってやらないかんということになりますか。そういう認識は。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 話が少しずれているんじゃないかなと思いますけれども、今、私のほうが答弁いたしましたのは、ダイケーさんの前のほうじゃなくて、西の浜のあすこは酒販の裏側になるんですかね。そちらの用地のほうを今、県のほうと協議をずっと重ねてきているという状況でございます。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） いや、市長、それは私、わかっているんです。その部分は、もう市の方針は聞きましたが、ダイケーのほうについても県有地であるならば、その手続はそれでいいんですかと聞いただけです。さかのぼってせないかんちゅうならば、それは事後処理として認めていただいて話し合いをして、振興局のほうに申し入れていくようなことでお願いをするしかないと思います。

その辺はこれでとどめまして、次に進めたいと思います。今の件は、俵部長、そういうふうな解釈でいいですか、場所の問題は。場所というのは、県有地であるというふうな解釈は、それでいいんですかね。さっきは……。 （発言する者あり）

○議長（小川 廣康君） ちょっと食い違っていて、話がかみ合っていないので、市長、答弁をお願いします。

市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ダイケーさんのほうは、市のほうが許可をとっておる用地ではない、と

いうことは理解していただきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 後でゆっくり話せばいいんですけども、全体的にメインは県有地というふうな解釈ですから、県有地を使用する場合には、あくまでも市が申請者の頭にならな使われんという言い方をされたからね。そうことでしょう。だから、西の浜は今からやるから当然そうでしょうけれども、既に昨年の9月から使っているところについて、協議することがわからずに使っているということになっているんですかねという。いや、そうじゃないですか。違うならいいですよ。

○議長（小川 廣康君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時36分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 対馬をまとめるということで、現在おられる8業者の方が集団になって、やはり同じ恩恵を受けることが私も基本だと思います。ですから、最後にはまとまってもらわないかんということを——私は今の段階がどうあろうと、前に進むならば。

一部、業者のほうに意見を聞きましたら「いや、私たちは、そういうふうなことはやらないかんが」という言い方をされた方もおまして。いや、それは事業所の責任者ですけど、社長さんじゃなくて、事業所の。そういうふうな勢いも感じたもんですから、私は、これはそうではないなあという気もしたんですが。

次に進みます。ちょっと市のほうに考えてほしいことがあるわけですが、今まで厳原市内には大型バスの駐車場——いや、駐車場という言い方はいかんとですが、乗り降り、その乗降の場所が少なかった。そして、対馬藩の家老屋敷跡のここを、丸和が倒産されて用地の売りに出て対馬市が購入と。老朽化した家屋を解体して更地にして、そしてとりあえず大型バスの駐車、乗降と。これを並行してやったのは平成22年ごろだと思います。

そのころの当時の入国の実績がわずか5万8,000人ですよ。わずか。その前の状況はなかなか難しい現場展開がございまして、港の浜のほうに退避しなさいと、市の指導は。そして、乗降するときに幼稚園の近くにバスを呼ぶなりしてくれんかということをお聞きしておりました。

ところが、そこがなかなかうまくいわずに幼稚園近辺の路上に駐車、時間待ち、あるいは市役所の玄関前に時間待ちと。これで近所の方が警察に投書して、長い間の停車は迷惑であるということで交通違反等、住民からの苦情で、そういうふうな非難を食らうことが報告として私も聞い

た覚えがございます。

そのようなことから、現在のふれあい処の敷地を将来、観光施設等に利用計画するという目的で、これを発掘調査する前に更地にして1年間以上ですか、ここが最初の駐車場に展開と。それから、厳原幼稚園の統合、これを機に現在の場所が解体、そして更地にして、平成26年から正式に文化庁の許可を得て乗降の許可をしたと。

そのころがもう先ほど申し上げました、家老屋敷跡に比較して20万人から30万人と数字が膨らんだらんですよ。平成26年には19万4,000人、まあ20万人です。27年は21万人、28年は26万人、29年には35万6,000人と、物すごい勢いで膨らんだらんですよ。それに乗じて大型バスの台数が増えていったと。最初は40台あるかないかという話でありましたが、既に倍以上になったということでございます。ですから、今言いますように、西の浜のことも私は一画と思います。一つの対象だと思います。

それと前回、市長に提案をいたしました場所について、先ほどの報告の中で西銀の問題、天道茂の問題、ちょっと報告がございました。天道茂のことは商工会が今現在、管理しておりますね。管理というか、使用を、市から許可を得て。ここのことについては入り口の無人の自動で出たり入ったりする入退室の施設がございしますが、これを撤去しないと入らないと。大型はなお入らんだろうということではありますが、中型は撤去すれば入ると私は思うんですが、その辺の検討は大型ということだけで考えられましたか。その辺ちょっと私は可能だと見ておるんですが。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私も直接現地のほうへ行きまして確認をいたしました。バスの程度は中型がどの程度か私もよくわかりませんが、小さいバスであれば入り口のゲートを外せば入る可能性はあろうかと思いますが。ただ、そこを外すとしますと、じゃあ中型バスだけなのかと、大型バスはどうなるのかと。そういうことになりますので、天道茂の駐車場については、ここはなかなか難しいであろうなというような判断に至ったところでございます。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 時間が余りありませんから、今の件は……。ただし、満杯状態が続けば、中型あるいは小型の対象のバスについて可能ではなかろうか、というのも商工会のほうへ私は訪ねていきました。商工会はどういうふうな考えですかと。川端通りの商店街にお客さんを引き込むための駐車場なんです、目的はと。

しかし、これだけの状態が新しく発生すれば、商工会としても売り上げの増進を目指す中で当然、話を聞き、協力するような考えにあります。という意見を私は事務局長から聞きまして、非常にこの博物館の一時的な対応にそれなりに協力しようという気持ちがあられましたので、その辺はまた一つ受けとめてください。そして、大型以外の中型等について、対応は可能だと私は思

っております。それは私の私見ですが、そういうふうなバス運行者の話等を聞けば、それは可能であるという御助言もございました。

それともう一つ、西銀の跡地のことで先ほどお話を聞きました。現在、JCBさんと、それから地主の方から管理を依頼されておる不動産のほうと、運用あるいは利用経費等について協定を結ばれていると思います。ただ、この今の状況の中で、あの土地が少しでも乗降の場所として必要であれば、さらに協議をして話があれば、地主のほうから、そういうふうな御意見もございました。

だから、窮地に追い込まれた場合、話し合いの対象になるということを、市長、頭の隅に持っていたいただきたい。というふうなことで、私は土地の所有者から賜っております。これは1週間ぐらい前ですけれども、そういうふうなことをお話しされました。ですから、あくまでもJCBさんと不動産業者の権限の中でやっておりますが、どうしても乗り降りに支障を来した場合は、この場所も一つの対象であることを地主のほうからは、寛大な取り扱いはする用意がある。という一つの思いもがございますので、ひとつ、お耳のどこかに置いていただきたいと思っております。

そして最後に、ふれあい処のロータリーの検討につきまして、私は12月の定例会のときに申し上げたところ、市長の回答も即ありました。会議録で確認してあったんですが、このところは私も難しいことは存じております。確かに観光客の方から言わせれば、やはり遠いところへ行って公衆のトイレがない、そこらあたりで非常に困るんだという問題がございます。そうしますと、長い距離を歩いて、そこにトイレもなく、にっちもさっちもいかんと。

ここについての、市長、見解を。私はいくら持たないと、どこでもいいというわけにはいかないし、その辺も選択肢の一つではないかと思うんですが、どう思われますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） このバス停につきましては、今現在、1日約90便ほどの公共交通のバスが発着をしている場所でございますので、ここにその観光バスのほうの乗降等をするということは、これは公共交通バスを利用される市民の方々に御迷惑をおかけするということが適切ではないというふうに考えております。

それと、これはもう私個人の考え方でございますけれども、例えば京都のほうへ私、旅行に行ったことがかなりあるんですが、京都のほうの神社・仏閣等に参拝するときは、その神社・仏閣のすぐ近くにはなかなか駐車場がございません。そういう関係で、ほとんどの神社仏閣が歩いて10分から15分ぐらいは歩いて行かなければならない、その間にまた、土産物等を買わせるような、そういう仕組みにもなっているというようなことを私自身も感じておりますので、ただ、議員さんがおっしゃられるように、トイレの問題はあろうかと思っておりますけれども、そういうことで何とかこの厳原の町なかで広い空き地、それから駐車場となる用地がない中で、先ほどの

700メートル、10分の範囲内で着くと思いますので、そこら辺までは御理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 昨年の、28年度の観光、入国の実績が25万9,000人、それに対して対馬全体の観光消費額、これ韓国だけじゃございません。全体。総額で171億という数字が観光統計により出されております。これは御存じだと思いますが、確認とっておりますから。そのうち25万9,000の韓国の観光客の消費額、観光消費額というのは、幾らぐらになるんでしょう。市長がもしわからねば、部長のほうに。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私は、平成24年度に行われました観光消費額の関係では、たしか1人頭2万4,000円程度だったというふうに記憶しておりますけども、その後の調査についてはちょっと承知しておりませんので、部長のほうから答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） 先ほど言われたように、観光消費額という部分につきましては、昨年作成した観光振興計画のほうにも一応掲載をいたしておりますけども、県の観光統計では、旅行客全体でしか把握をいたしておりません。対馬韓国人観光客のみの消費額については、総額幾らというような計算は出ておりません。

ただし、1人当たりの消費額ということで、私たちのほうでは韓国人1人当たり2万2,000円前後の消費額があっているという報告は受けております。

港とかそういったもののアンケートの中で、大体2万2,000円前後だろうということで、ただその数字も、平成24年度ぐらいの数字であって、現在、旅行形態も団体旅行から個人、家族とかそういったものに形態も変わってきて、レンタカーとかそういったものも使用がふえている状況であります。

個人の消費額については、改めて今年度調査をするようにいたしておりますけども、全体の消費額、韓国人の消費額という全体的なものは出しておりませんが、今年度個人1人当たりの消費額については、実態調査等を通じて算出をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私はやはり、韓国観光客が確かに2万から2万5,000円の数字を、私もしじいたらそうなる、実際の数字を、宿泊、1泊2日の数字だと思いますよ、これは。ほとんどそう変わっておりません。

しかし、今の対馬の経済状況の中で、そのウエートもやはり、港町を中心にかなりのシェアで

ございます、経済の。それで、厳原の旅館業界、業者を、この10日前ぐらいに10軒程度回って、意見を賜りました。

そうしたら、今、市長がおっしゃるような話とは別に、非常に観光客の泣き言といいますか、つらい思いのほうをみんな思われまして、「何とかしてほしいんだけど、そういうふうに行くことにならんね、ひとつも」というふうな意見でございました。行ったとこの9割はそういう意見でございました。

それともう一つは、やはり荷物を、土産をたくさん買って、バスに乗るというふうなことができにくくなって、商品の売り上げが9月以降落ちておるという実績がございました。これは、調べてもらえば、これは従来の近くの大型集積の商業施設、ここらあたりの数字は顕著に表れておりました。

ですから、やはり今、市長が京都の事例を言うて、そういうところもあるでしょう。対馬の実態も、逆に十分調査されてもいいと思いますし、これに関係する皆様の意見も直接聞かれたほうが、私はいいいと思います。

それで、私は先ほど、最後ですけども、ふれあい処のロータリーの件につきましては、バッテリーするようなやり方じゃなくて、要は出発の起点を、路線バスをティアラの、要は停留所から出発するわけにいかんじやろうかというふうな一つの考え方、これは、そのわずかな100メートルも満たないその停留所2つを抱えることで、どう機能するかというのはほとんど私は問題は現実の中ではなかろうと思っております。

その整理は、いよいよにちもさっちもならんときには、その話し合いもするときがあるかもしれないというふうなことを私は申し上げとるわけで、全くゼロじゃなくて、その譲り合いもできない場所ではないと、かように思っております。

これは、上に行く始発をティアラから乗せていくということ、路線バスを。上から下ってくる市内の最終を、厳原交番の前で降ろすということを3年間徹して、その間、ロータリーを大型バスの一時乗降の場所として、いよいよにちもさっちもいかんときには、そういうことも検討すべきであることを、私の思いで伝えまして、一般質問を終わりたいと思います。

そういうふうなことをひとつ、頭の隅にも置いてほしいと、このように思っております。

市長、もしあれば、最後の。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほども申しましたように、バス停のほうは1日90便ほどの便があるということで、時間的な余裕がないという話も聞きました。そしてまた、交流センターのほうも、あそこも道路交通法上の乗合自動車、バスの停留所ということで、指定をされているということで、その朝の時間ははっきり、ちょっと私も覚えておりませんが、始発から最終までの間の

時間は、駐車等は禁止だというようなことを聞いています。

ただ、もしそういった法的な問題が解決されることになれば、今おっしゃられるようなことは、検討はしていかなくちゃならないのかなというふうには思っております。

以上です。

○議員（15番 大浦 孝司君） それでは、終わります。

○議長（小川 廣康君） これで、大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 昼食休憩といたします。再開は、午後1時ちょうどといたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（小川 廣康君） 報告します。齋藤久光君から早退の届け出がっております。

再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。

3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 新政会の長郷です。よろしく申し上げます。

通告2点、本日は質問をお願いいたしております。大きく分けて2点なんですけども、詳細については個々にまた伺いたいと考えております。

まず、昨年10月31日は、本市にとって記念すべき一日という日になりました。御承知のように、朝鮮通信使に関する記録がユネスコの世界記憶遺産に登録されたということで、なかなかこれはまれに見る偉大な事業じゃないかと考えております。そして、今年の1月10日の皇居の講書始の儀につきましても、この問題が講話として取り上げられ、全国的に注目を浴びていることであろうかと考えております。

そういったことの中で、今後、対馬市として、記憶遺産と日本遺産、この2つの遺産をどのように活用されて、市の浮上を図ろうと考えておられるのかについて、まず1点お尋ねをしたいと思います。

その中であつても、余りグローバル的に話してもしょうがないんで、5点ほどまとめさせていただきます。

まず、第1点は、厳原港まつりにおける通信使行列の再現に、市民以外の方々の一般公募を考えていないかどうか。もちろん、これは通信使行列振興会というのが主催してやっていることは重々聞いてはおりますけども、市として、この取り組みについてどういうふうにお考えなのか。私としては、有人国境離島法の着地型観光の一つでも使えるんじゃないかなという考え方を持っ